

## プロポーザル方式による事業実施候補者の特定結果について

次の業務について、公募型プロポーザル方式により事業者からの提案を評価した結果、次のとおり事業実施候補者を特定しました。

### 1 件名

横浜市立脳卒中・神経脊椎センターにおける広告付周辺案内地図設置事業

### 2 総履行期間

令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

### 3 履行場所

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター

### 4 受託候補者

表示灯株式会社

### 5 評価結果

順位	提案者	評価点数
1	表示灯株式会社	1,275点/1,600点

### 6 評価基準

「提案書評価基準」のとおり

### 7 評価委員会の開催経過

開催日時	令和5年5月31日（水） 15時00分から16時00分まで
開催場所	横浜市立脳卒中・神経脊椎センター 2階会議室3
開催内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・提案者による提案内容説明</li><li>・各委員からの業者に対するヒアリング</li><li>・事務局による評価点集計結果の報告</li><li>・事業実施候補者（評価結果第1位の提案者）の決定</li></ul>

# 横浜市立脳卒中・神経脊椎センターにおける広告付周辺案内地図設置事業 提案書評価基準

## 1 基本的な評価事項

事業実施候補者の特定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用し、「横浜市立脳卒中・神経脊椎センターにおける広告付周辺案内地図設置事業」プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）において評価を実施した上で、評価点の最も高い提案者を事業実施候補者とします。

## 2 評価点

提案書の内容及びヒアリングの内容を合わせて評価し、評価点を与えます。評価委員会の委員（以下「委員」という。）1人あたりの評価点の満点は200点とします。

## 3 評価点の最も高い者が2者以上あるときの対応

評価項目のうち、特に「広告付周辺案内地図本体」の評価点合計が高い者を事業実施候補者として特定します。

さらに同点の場合は「実施体制」の評価点合計が高い者を事業実施候補者として特定します。

これも同点となったときは、委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定します。票数が同数の場合には委員長の判断により決定します。

## 4 評価委員会を欠席した評価委員の評価点の取扱い

委員が評価委員会を欠席した場合、その委員の評価点は無効とします。

## 5 評価方法

(1) 評価項目、評価の着目点及びそのウェイトの詳細については、「表 プロポーザル評価表」のとおりです。

(2) 全ての評価項目を絶対評価により採点します。

(3) 委員の持ち点の合計の55%を基準点とします（委員8人全員が評価委員会に出席した場合の満点は1,600点、基準点は880点）。基準点に達しない場合は不適格とします。

表 プロポーザル評価表

評価項目		評価の主な着目点	評価		採点				
			優れている >> 妥当である >> 劣っている		比率	配点			
過去の同種・類似実績		平成 30 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日の 5 年間に同種又は類似する業務の実績が 10 件以上あるか。	5	4	3	2	1	× 3	15 点
本事業の趣旨・目的への理解		本事業の趣旨を理解し、実施方法や期待される効果等について適切かつ具体的に企画提案されているか。	5	4	3	2	1	× 3	15 点
実施体制	管理体制	各種調整や準備等に必要な工程を適切に理解しており、確実な運営が期待できる提案であるか。	5	4	3	2	1	× 3	15 点
	障害対応	障害発生防止対策、障害発生時の対応は適格か。	5	4	3	2	1	× 3	15 点
広告付案内地図本体	見やすさ・分かりやすさ	視認性の高さ、職員の操作のしやすさ、色覚障害者やユニバーサルデザインに配慮された提案となっているか。	5	4	3	2	1	× 5	25 点
	地域への情報発信と連携	当院の地域性や医療分野の施策等を理解しており、病院運営に効果的な提案となっているか。	5	4	3	2	1	× 5	25 点
	独自提案・創意工夫	仕様書中の機能等に定めのない事項について有益な提案はあるか。	5	4	3	2	1	× 5	25 点
	安全対策	衝突、落下、転倒等の安全対策を十分に講じる提案となっているか。	5	4	3	2	1	× 5	25 点
貸付・広告	貸付料・広告料の金額の多寡	申込事業者の提案額について最も高い提案額を評価する(少数点第 1 位四捨五入)。	5	4	3	2	1	× 4	20 点
	収支の妥当性	資金計画の根拠が明確であるか、本事業により提案者が得る収益が適正と考えられる範囲に収束しているか。	5	4	3	2	1	× 3	15 点
評価項目			評価				採点		
ワークライフバランス、障害者雇用、健康経営に関する取組			1 つ該当するごとに 1 点加算				比率	配点	
次世代育成支援対策支援法に基づく一般事業主行動計画の策定(従業員 101 人未満の場合のみ加算)			該当する ・ 該当しない				× 1	1 点	
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定			該当する ・ 該当しない				× 1	1 点	
若者雇用促進法に基づく認定			該当する ・ 該当しない				× 1	1 点	
障害者雇用促進法に基づく法定雇用率 2.3%を達成している(従業員 43.5 人以上)、又は障害者を 1 人以上雇用している。(従業員 43.5 人未満)			該当する ・ 該当しない				× 1	1 点	
健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証の AAA クラス若しくは AA クラスの認証			該当する ・ 該当しない				× 1	1 点	
合 計							200 点		